

令和2年大阪市規則第8号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年大阪市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第48条関係）

年 月 日	
過料処分決定通知書	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
連絡先	電話番号 () —
大阪市長 印 、次のとおり大阪市廃棄物の減 第15条の3第6項 量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例 の 第29条 規定による命令に違反しました。	
日 時	年 月 日 (時 分頃)
場 所	大阪市 区 付近
内 容	
大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例 第43条第 項 () の規定によ り、金 円の過料に処することを決定しましたので、大阪市廃棄物 の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第48条の規定に より通知します。 納入通知書によりお支払ください。 注 (担当) 〒 — 大阪市 区 丁目 番 号	

大阪市 局 電話： — —

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び
取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。